（許可の申請）

第十条　公告国際テロリストは、前条の許可を受けようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリストの住所地又は居所地（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地。以下「住所地等」という。）を管轄する公安委員会（日本国内に当該公告国際テロリストの住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する公安委員会）に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　当該行為の内容

二　当該行為の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　当該行為により取得することとなる財産（以下「取得財産」という。）がある場合にあっては、その使用目的

四　前条第五号に掲げる行為にあっては、当該行為に係る特定金銭債権を当該行為の相手方に対する債務の履行に充てることその他の当該行為の目的

五　前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

2　前項の申請書には、取得財産が次条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第十一条　公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第一号から第四号までに掲げる行為に係る同条の許可の申請があった場合において、当該申請に係る取得財産が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可をしなければならない。

一　当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること。

二　公租公課の支払に充てられること。

三　この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に係る訴訟に関する費用の支払に充てられること。

四　前三号に掲げるもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないこと。

2　公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第五号に掲げる行為に係る同条の許可の申請があった場合において、当該行為に係る特定金銭債権が当該行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられると認めるときその他当該行為が同条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による当該公告国際テロリストに対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（許可の条件）

第十二条　公安委員会は、第九条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限の確実な実施を図るため必要な最小限度のものでなければならない。

（許可証の交付等）

第十三条　公安委員会は、第九条の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2　許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

3　許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その許可証（第二号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。

一　次条の規定により第九条の許可が取り消されたとき。

二　第九条の許可を受けた行為をしないこととなったとき。

三　前項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（許可の取消し）

第十四条　公安委員会は、第九条の許可を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を受けた行為をする前に限り、その許可を取り消すものとする。

一　当該者に係る取得財産が第十一条第一項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるとき。

二　偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したとき。

（公告国際テロリストを相手方とする行為の制限）

第十五条　何人も、公告国際テロリストを相手方として次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その相手方がそれぞれ当該各号に定める行為に係る許可証を提示した場合は、この限りでない。

一　規制対象財産の贈与をすること　第九条第一号に掲げる行為

二　規制対象財産の貸付けをすること　第九条第二号に掲げる行為

三　規制対象財産の売却、貸付けその他の処分の対価を支払うこと　第九条第三号に掲げる行為

四　預貯金等債務の履行をすること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。）　第九条第四号に掲げる行為

五　特定金銭債権を譲り受けること　第九条第五号に掲げる行為

（特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令）

第十六条　特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者（以下この条において「差押債権者」という。）が有する債権が仮装のものであると認められるときその他当該差押債権者が第九条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金銭債権の債務者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対し、当該命令をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知するものとする。

2　公安委員会は、前項後段の規定による通知をしようとする場合において、差押債権者の所在が判明しないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を官報により公告するものとする。

3　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

一　第一項の公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなったとき。

二　第一項の公告国際テロリストと差押債権者との関係その他の事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る金銭の支払を受けたとしても当該金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないと認めるとき。